

## あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 25 年度第 1 四半期）

## 保険窓販関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	24年度(あ)第353号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・私は、B銀行担当者から本件商品を購入するよう執拗な勧誘を受けたため、購入に至った。</li> <li>・私は、これまで投資信託を購入した経験はあるものの、変額個人年金保険を購入した経験はなかった。</li> <li>・本件商品購入当時、私は、B銀行が主張するほどの金融資産を保有していなかった。</li> <li>・私は、B銀行担当者からの説明は短時間であり、商品内容について理解できなかった。なお、B銀行は、配偶者が同席の上説明を行ったと主張するが、配偶者は説明に同席していない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者が定期預金の手続のためAさん宅を訪問したところ、Aさんから配偶者に資産を遺したいこと、配偶者に相続手続に係る負担をかけたくないこと等を聴取し、購入時に死亡保険金の受取人を指定できる本件商品がAさんの希望に沿うものであると考え、本件商品を勧誘し、販売に至った。</li> <li>・当行担当者は、Aさんが記入した申込書及び当行預金残高にもとづき、Aさんの保有金融資産額を確認し、また、Aさんから、購入原資が余裕資金であることを聴取したため、販売に問題はないと判断した。</li> <li>・当行担当者は本件商品について、Aさんの配偶者が同席した上で、所定の資料にもとづき丁寧に説明を行っている。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月16日及び同年12月21日の両日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品を販売した結果、Aさんのリスク資産比率が高率となっていることから、保有金融資産についての検証が不十分であったこと、Aさんが本件商品の内容及び元本割れリスクを十分に理解できる</li> </ul>

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	<p>までの説明が尽くされていたかどうか疑問が残ることを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示するとともに、B銀行がこれを受諾しない場合は特別調停案を提示する用意がある旨を説明した。</li> <li>・その結果、AさんとB銀行の双方があっせん案を受諾したことから、特別調停案を提示することなく、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 25 年5月 31 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	---

事案番号	24年度(あ)第576号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・私は、自宅に來訪したB銀行担当者から本件商品を勧誘され購入に至った。</li> <li>・私は、過去に元本割れリスクのある商品を購入した経験はない。</li> <li>・本件商品購入時、私は、B銀行担当者から、本件商品の商品性及び元本割れリスク等について詳細な説明を受けておらず、元本が保証される商品との説明を受けただけである。私は、元本割れリスクのある商品と理解していれば、購入しなかった。</li> <li>・本件商品の説明に私の家族も同席していたが、家族も商品内容について十分な理解をしていなかった。</li> <li>・その後、本件商品の増額手続を行っているものの、B銀行担当者から商品内容について改めて説明を受けたことはなく、十分理解していなかった。</li> <li>・本件商品の契約書の契約者名、被保険者名及び生年月日は私が記入したものの、それ以外のチェック等は全てB銀行担当者が記入した。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、Aさんから、将来子供に財産を遺したいというニーズを聴取したため、本件商品を提案し、販売に至った。</li> <li>・本件商品販売時、当行担当者は、Aさんが高齢であったことから、Aさんの家族及び当行役席者も同席の上で、所定の資料を用いて本件商品の商品性及び元本割れリスク等について丁寧に説明を行い、本件商品の増額時においてもAさんの商品の理解度を確認した上で販売している。</li> <li>・本件商品の増額時、Aさんが自ら被保険者を変更していることからみても、本件商品が保険商品であることを理解していたものと判断している。</li> <li>・本件商品の契約書は全てAさんが記入したものであり、当行担当者が記入した事実はない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月</li> </ul>

	<p>27日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、高齢であるAさんに対して、商品の理解度を十分に確認したかについて疑問が残ることを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年5月2日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	--

事案番号	24年度(あ)第623号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・私は、自分の退職金について、将来、子供の教育資金に充てることとしていたため、安定した運用商品を提案してほしいと、B銀行担当者に相談したところ、本件商品を勧誘され、購入に至った。</li> <li>・私は、本件商品に元本割れリスクがあることは理解していたが、B銀行担当者から、元本割れリスクは低いと説明されていたこともあり、このような多額の損失が生じる金融商品であるとは思っていなかった。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、Aさんから、退職金の運用について相談を受け、複数の金融商品を勧誘したところ、Aさんが本件商品に興味を示したことから、Aさんの保有金融資産を確認した上で、販売に至った。</li> <li>・当行担当者は、Aさんに対して、所定の資料を用いて本件商品の内容及びリスク等の説明を丁寧に行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行担当者は、本件商品の販売に当たり、本件商品の元本割れリスクが低いといった説明は行っていない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年4月25日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第663号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失補てん要求

申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・私は、預金を払い戻すためB銀行窓口を往訪したところ、B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け、後日、購入に至った。</li> <li>・当時、私はB銀行から購入した投資信託を保有していた。本件商品購入以前に、証券会社から公社債を購入した経験がある。</li> <li>・私は、B銀行が主張する金額の半分程度の金融資産しか保有していなかった。</li> <li>・私は、B銀行担当者から販売用資料等にもとづき本件商品の内容及び元本割れリスク等の説明を受けていないし、係る資料も受け取っていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者がAさん宅を往訪し、投資信託及び変額個人年金保険を案内したところ、Aさんが変額個人年金保険に興味を示し、後刻、当行窓口に来店したAさんに対して本件商品を勧誘し、販売に至った。</li> <li>・本件商品販売当時、Aさんは、当行から購入した投資信託を保有しており、投資知識、経験は問題はなかったと判断している。</li> <li>・当行担当者は、Aさんが記入した申込書及びAさんとのやりとりを踏まえ、Aさんの保有金融資産を把握し、金融資産に占めるリスク商品の割合を検証している。</li> <li>・当行担当者は、所定の資料にもとづき本件商品の内容及び元本割れリスク等の説明を行い、説明に用いた全ての資料をAさんに交付しているが、Aさんが本件商品の内容及び元本割れリスク等を理解したことを示す発言記録までは残っていない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年4月19日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんが本件商品の内容及び元本割れリスク等を理解したかどうかの確認を十分行ったといえるだけの記録が残っていないことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成25年6月12日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第665号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外貨預金及び変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)

申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した外貨預金及び変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け、B銀行を信用し、購入に至った。</li> <li>・本件商品のリスクについて詳細な説明は受けておらず、本件商品は定期預金であると考えていた。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	—
あっせん手続の結果	<p><b>【適格性審査前に申立取下げ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、申立書を受領した後、Aさんから、本件商品の解約によって利益を得たとして、あっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成25年4月5日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第707号
申立ての概要	不十分な説明により購入させられた変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失を補てんすることを求める。</li> <li>・私は、B銀行担当者から、利回りの高い定期預金のようなものであるという勧誘を受けたため、本件商品を購入するに至った。</li> <li>・これまで金融商品に関する知識及び経験がほとんどなく、本件商品の内容を十分に理解してはいなかった。</li> <li>・本件商品の購入により、私の金融資産の大部分がリスク商品となっている。</li> <li>・私は、B銀行担当者から本件商品の元本割れリスクについて説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、当行に来店したAさんに対し、本件商品を提案したところ、Aさんが興味を示したため、後日改めて本件商品の説明を行い、販売するに至った。</li> <li>・当行担当者は、Aさんの金融資産額を把握し、リスク資産比率に問題がないと判断した上で本件商品を販売した。</li> <li>・当行担当者は、所定の資料を用いて、本件商品の内容及びリスク等を説明しており、説明方法に問題はなかったと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年5月14日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、金融商品に関する知識及び経験が乏しいAさんが、本件商品のリスクを理解できるほどの説明があったかどうか疑問に残ること、及び本件商品の販売によってAさんのリスク資産比率が過大になっていた</li> </ul>



	<p>可能性があることを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・しかし、あっせん案提示後に、Aさんが本件商品の中途解約手続を行ったところ、通算すると運用益が生じ、本件商品に具体的な損害が発生しないことが明らかになったため、あっせん委員会は、AさんとB銀行の意向も踏まえ、本件について、業務規程 32 条1項5号の「その他あっせんを行うのに適当ではない事実が認められた場合」に該当すると判断し、平成 25 年5月 28 日付けであっせん手続を打ち切った。</li> </ul>
--	--

事案番号	24年度(あ)第713号
申立ての概要	断定的判断の提供により購入させられた変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・私は、退職金の運用について相談するためB銀行窓口を往訪したところ、本件商品を勧誘され、購入に至った。</li> <li>・私は、B銀行担当者から、本件商品の元本割れリスク等について十分に説明を受けていない。</li> <li>・私は、本件商品購入時、B銀行担当者から、「数年以内に積立金額が目標金額に到達する」という、断定的判断の提供を受けた。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、Aさんから退職金の運用相談を受け、本件商品を勧誘し、販売に至った。</li> <li>・当行担当者は、Aさんに対して、本件商品の内容及び元本割れリスク等について丁寧に説明を行っている。なお、当行担当者は、数年以内に目標積立額に達するといった断定的判断の提供を行っていない。</li> <li>・Aさんは、本件商品に係るセミナーに出席していることから、本件商品の内容及び元本割れリスク等を十分に理解していたと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 24 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第752号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた変額個人年金保険の元本相当額の返還要求

申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した変額個人年金保険を無効とし、元本相当額の返還を求める。</li> <li>・私が普通預金の払戻しのためにB銀行を訪問したところ、良い商品があると本件商品の勧誘を受け、本件商品の購入に至った。</li> <li>・本件商品の購入前に変額個人年金保険を購入した経験はない。</li> <li>・本件商品の元本割れリスクについては説明を受け理解していたが、運用期間中に発生する費用について説明を受けていない。このような費用が発生することについて説明を受けていれば、本件商品を購入しなかった。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aさんが普通預金の払戻し手続で来店した際、資産運用の一環で本件商品を紹介したところ、Aさんが関心を示したため、販売に至った。</li> <li>・当行担当者は、所定の販売用資料等を用いて本件商品の内容及び元本割れリスクについて十分に説明を行った。</li> <li>・Aさんの主張している運用期間中に発生する費用についても、所定の販売用資料等を用いて説明を行っており、各種費用を記載した複数の資料もAさんに交付している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年5月29日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第772号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・私は、B銀行担当者から、本件商品の勧誘を受け、購入に至った。</li> <li>・私は、B銀行担当者から、本件商品について、購入から一定期間経てば、元本保証されたかたちで解約できるとの説明を受け、その言葉を信じて購入に至ったが、後日、本件商品を解約した場合には元本保証されないことがわかった。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、Aさんが定期預金の金利に不満を示していたため、本件商品を提案し、販売するに至った。</li> <li>・当行担当者は、本件商品の内容及びリスク等について、所定の資料を用いてAさんに説明を行っているが、購入から一定期間経てば、元本保証されたかたちで解約できるといった説明は行っておらず、説明方法等に問題はなかったと判断している。</li> </ul>
あっせん	<b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b>

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年5月27日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>
-------	--

事案番号	24年度(あ)第781号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた一時払終身保険の取消要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した一時払終身保険の購入の取消しを求める。</li> <li>・私は、B銀行で本件商品の購入手続を行ったものの、本件商品には購入手数料等の諸費用が相当かかることから、再度B銀行を往訪し本件商品の申込を取りやめたいとB銀行担当者に伝えたところ、既に手続を終えてしまい取りやめることはできないと説明された。</li> <li>・後日、クーリングオフができたことが判明したが、B銀行担当者から、クーリングオフの説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、仕組預金の満期金の運用相談のためにAさんに対して、本件商品の提案を行った。そのとき、商品説明書にもとづき商品内容のほか、クーリングオフができることについても説明している。</li> <li>・その後、Aさんから本件商品の申込について見直しの意向を受けた。当行担当者は本件商品の申込の取りやめが可能であることを伝えた上で、再度商品内容をAさんに説明したところ、改めて本件商品を購入したいとの意向を受けたため、販売に至っている。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年6月6日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第799号
申立ての概要	説明不十分で購入した一時払終身保険の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した一時払終身保険の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・私は、B銀行担当者から元本が保証されるとの説明を受け、本件商品の購入に至った。</li> </ul>



相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、Aさんに対して、家族が同席のうえ、所定の資料にもとづき本件商品の内容及び元本割れリスクについて複数回説明しており、販売方法に問題はなかったと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した。</li> <li>・その後、事情聴取実施前に、Aさんからあっせん委員会に対して、本件申立てを取り下げるとの申し出があり、申立取下書が提出されたため、平成25年6月27日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第4号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・私は自宅に来訪したB銀行担当者から、「一定期間経過後には、必ず元本が保証される商品である」と本件商品の勧誘を受け、定期預金と同様の商品であると考え、本件商品の購入に至った。なお、B銀行担当者から、本件商品の購入について一定期間検討するよう促されたことはなかった。</li> <li>・私は、B銀行担当者から販売用資料にもとづき詳細な説明を受けていないし、B銀行役席者から理解度の確認を受けたこともない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、申立人から、当行の預け入れている定期預金は特に使途のない資金であり、家族に資産を遺したいとの意向を確認した上で、本件商品を勧誘したところ、Aさんが、本件商品に興味を示したことから、販売に至った。</li> <li>・当行担当者は、Aさんに、本件商品を購入するかどうか一定期間検討するよう促したところ、Aさんから即日購入したいとの申し出を受けたため、即日販売に至ったものである。</li> <li>・当行担当者は販売用資料にもとづき商品性の説明を丁寧に行っており、さらに、当行役席者がAさんの理解度を確認しているため、Aさんは、本件商品が保険商品であること、リスク商品であること等を十分理解していたと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年6月27日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	25年度(あ)第5号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・私は自宅に来訪したB銀行担当者から、「一定期間経過後には、必ず元本が保証される商品である」と本件商品の勧誘を受け、定期預金と同様の商品であると考え、本件商品の購入に至った。なお、B銀行担当者から、本件商品の購入について一定期間検討するよう促されたことはなかった。</li> <li>・私は、B銀行担当者から販売用資料にもとづき詳細な説明を受けていないし、B銀行役席者から理解度の確認を受けたこともない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、申立人から、当行の預け入れている定期預金は特に用途のない資金であり、家族に資産を遺したいとの意向を確認した上で、本件商品を勧誘したところ、Aさんが、本件商品に興味を示したことから、販売に至った。</li> <li>・当行担当者は、Aさんに、本件商品を購入するかどうか一定期間検討するよう促したところ、Aさんから即日購入したいとの申し出を受けたため、即日販売に至ったものである。</li> <li>・当行担当者は販売用資料にもとづき商品性の説明を丁寧に行っており、さらに、当行役席者がAさんの理解度を確認しているため、Aさんは、本件商品が保険商品であること、リスク商品であること等を十分理解していたと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年6月27日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

以上